那覇市性の多様性を尊重する条例(素案)に対する 市民意見の募集(パブリックコメント)について(概要)

【那覇市性の多様性を尊重する条例案(概要)に対する意見募集について】

現在、那覇市では「那覇市性の多様性を尊重する条例(以下、「条例」と記載します。)」 の制定について検討しています。

この条例は、性の多様性が尊重される社会の実現を目的として、定めるものです 下記にその概要を記載しています。内容について、ご意見をお寄せください。

1【背景】

近年、性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を実現に向けた動きが、国や地方自治体を中心に進んでおります。令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたほか、沖縄県でも令和3年3月に「沖縄県性の多様性尊重宣言」(ちゅら島にじいろ宣言)が発表され、令和5年3月31日には沖縄県差別のない社会づくり条例」が施行されました。

本市では、性の多様性の尊重に関する施策である「レインボーなは宣言」を平成 27 年 7 月 19 日に発表しました。また、翌年の平成 28 年 7 月 8 日には「那覇市パートナーシップ登録」を開始し、令和 4 年 10 月 1 日には「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へと拡充するなど、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を進めてまいりました。さらに、市教育委員会では「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」を作成するなど、性の多様性についての施策を市全体で進めております。

しかし、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に悩みを持つ方などが参加されている レインボー交流会でのお話やお寄せいただく市民のご意見から、日常生活において性の多 様性を想定していない状況下では、当事者は生きづらさを感じながら生活をされているこ とを認識しました。

本市では、まちづくりの最上位計画である「第 5 次那覇市総合計画」の基本計画として「人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を掲げており、性的指向・ジェンダーアイデンティティのあり方に関わらず、すべての人が自分の能力が発揮でき、安心して暮らせるまちづくりの実現のため、条例制定に向けて取り組んでいるところです。

【条例制定の趣旨】

この条例では、「性の多様性が尊重される社会」の実現を目的として、基本理念や市、市 民等、那覇市で活動を行っている事業者の皆様、教育に携わっている皆様の責務などを定め ることで、市の性の多様性を尊重する姿勢を明確にし、性の多様性が尊重される社会の実現 に向けて、地域全体で取り組む姿勢を示す理念条例として制定します。

2【条例の条項】

- ・前文
- ·第1条 目的
- ・第2条 定義
- ·第3条 基本理念
- ・第4条 市の責務
- ・第5条 市民等の責務
- ・第6条 事業者の責務
- ・第7条 教育に携わる者の責務
- ・第8条 不当な差別的取り扱い等の禁止
- · 第 9 条 広報啓発活動
- ・第10条 性の多様性を尊重する週間
- ・第11条 計画の策定
- ・第12条 パートナーシップ・ファミリーシップ登録等
- ・第13条 相談及び苦情の申出
- ・第14条 委任

3【条例素案の立案の際に考慮した基本的な考え方】

■前文

条例を制定するに至った社会的背景や市がこれまで実施してきた施策、目指す方向性を示しています。性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、地域社会全体で取り組むことを明示しています。

■第1条~第3条

那覇市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に掲げている基本計画「人権が尊重され、 誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を踏まえ、目的、定義、基本理念を規定しま した。

■第4条~第7条

性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、市、市民等、事業者、教育に携わる者のそれ ぞれの責務を規定しました。

■第8条

不当な差別的取り扱い等の禁止について規定しました。性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別的取扱いを行うことを定めたほか、アウティングの禁止やカミングアウトを強制すること等を禁止することを規定しました。

■第9条~第13条

性の多様性が尊重される社会を実現するための市の施策を抜粋して規定しました。平成 27 年 7 月 19 日に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言を発表したことから「性の多様性を尊重する週間」は 7 月 19 日を含む 1 週間としました。

■第14条

委任について規定しました。

4【条例施行予定について】

令和8年10月下旬を予定しています。